

一宮商工会議所
所報用封筒への広告掲載事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一宮商工会議所会報誌「所報」用封筒に、広告を掲載することにより、一宮商工会議所会員事業所（以下「会員事業所」という。）の経営活動を応援することを目的とする。

(事業の利用対象者及び遵守事項)

第2条 本事業は会員事業所の広告を所報用封筒に掲載するものであり、一宮商工会議所（以下「本所」という。）の会員以外の利用は、原則として認めない。但し、行政または公的団体はこの限りでない。

2 本事業の利用者は下記事項を遵守しなければならない。

- (1)公序良俗に反しないこと。
- (2)関係法規に違反しないこと。
- (3)誤解を与える恐れがないこと。
- (4)他の会員事業所、市民等に不当な不利益を与える恐れがないこと。
- (5)政治・宗教に関連する内容ではないこと。
- (6)利用者は、その利用申請手続きを行い、本所の決裁を受けること。
- (7)その他、本事業運用上不適当な事項がないこと。

(利用の不許可)

第3条 本事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不適当と認められる場合は本事業の利用を許可しない。

(発行の遅延)

第4条 所報は原則、毎月10日発行とする。但し、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が掲載を希望する書類の内容によっては申込みを受けかねる場合がある。

(広告の内容に関する責任)

第5条 広告の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(事業利用に関するトラブルの対応)

第6条 本事業利用に関する手続き上のトラブルは、本所及び利用者双方

が誠意をもって対応する。なお、利用者が当該事業利用により生じた取引上のトラブル等については、本所は一切の責任を負わない。

(事業の利用料金等)

第7条 会員事業所が本事業を利用した際の料金については別添料金規定に定める料金体系とし、広告を封筒に掲載する最初の月の末日までに納入する。但し、行政や公共団体の場合の料金体系については別途協議を行う。

2 申込期日を過ぎてからのキャンセルについては、いかなる理由であっても規定の料金を支払わなければならない。

(広告の大きさ)

第8条 封筒に掲載する広告は、別紙の通りとする。

(広告掲載封筒の再使用)

第9条 本所は、広告掲載期間にかかわらず、本所が保有する使用済みの広告掲載封筒を、連絡用の用途等に使用することができるものとする。

(事業利用申請方法)

第10条 本事業の利用を申請する者は、利用申込書（第1号様式）に必要事項を記載・押印し、募集期間内に、広告のサンプル（または原稿）を直接、本所へ提出いただくものとする。場合によっては、受領後に広告の修正を適宜依頼することもある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。